せらひがし小学校ＰＴＡ規約

《総　則》

第１条　本会は、せらひがし小学校ＰＴＡと称する。

第２条　本会はせらひがし小学校児童の保護者及び教職員を以て組織する。

第３条　本会の事務局はせらひがし小学校に置く。

《目的及び活動》

第４条　本会は、保護者と教職員が緊密な連携を保ち、さらに相互の協力により児童の幸福な成長を図り、よりよい学校教育活動が実施されることを目的とする。

第５条　本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1　会員相互の資質の向上
2　学校教育に対する理解とその推進
3　児童の健全育成
4　教育環境の整備・改善
5　その他児童の福祉増進に関すること

第６条　本会は、教育を本旨とする民主団体であって、本会及び本会員の名において営利的、宗教的、政党的、その他本会の事業以外の目的をもって活動してはならない。

《役　員》

第７条　本会に次の役員を置く。

1　本部役員

会　　長	１名
副 会 長	２名（１名は、校長）
保護者代表	４名（1名は、兼務可能、もしくは一般会員）
会　　計	２名（１名は、教職員）
事務局兼書記	２名（１名は、教頭）

2　監　　査　　２名

3　専門委員　　学級委員（各学級２名と学校職員）
文化委員（各学級１名と学校職員）
地域委員（各地域２名以上と学校職員）
＊　専門委員会委員長・副委員長各１名

第８条　役員の選出は、次のとおりとする。

1　本部役員の選出方法は、会員の立候補とする。立候補なき場合は選考委員により選出を行う。選考委員は、学級委員とし、責任者は学級委員長とする。監査は会長が委嘱する。
2　本部役員、学級委員及び文化委員は各学級から、地域委員は各地域から互選する。
3　専門委員会委員長・副委員長は、各委員会において選出する。
4　学校職員は各委員会を分担する。

第９条　役員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、補欠の選出をし、任期は前任者の残任期間とする。

第１０条　本会に顧問若干名を会長の委嘱によって置くことができる。

第１１条　役員の任務は、次のとおりとする。

1　会長は、本会を代表して会務を統括する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をつとめる。
3　保護者代表は、本会及び郡の保護者代表に係わる事業を推進する。

４　書記は、会議の議事を記録する。
５　会計は本会の会計事務を執行し、総会において会計決算報告をする。
６　事務局は、会の運営・推進の任に当たる。
７　監査委員は、会計を監査する。
８　専門委員会の委員長・副委員長は、各専門委員会を統括する。
９　顧問は、会長の諮問に応ずる。

《機関》

第１２条　本会に次の機関を置く。
１　総会　　２　企画委員会　　３　本部役員会　　４　専門委員会

第１３条　総会は、本会の最高機関であって、全会員をもって構成する。総会は、会長が招集し毎年４月に開催する。又、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第１４条　総会の議決は、総会に出席した会員の過半数で決する。

第１５条　総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。

第１６条　次の事項は、原則、総会の議決または承認を経るものとするが、書面決議による過半数以上の賛成をもって行うことができる。
１　規約の改正
２　事業計画及び収支予算に関する事項
３　事業報告及び決算に関する事項
４　役員の選任及び解任

第１７条　企画委員会は、総会につぐ議決機関であって、本部役員及び専門委員会委員長・副委員長をもって構成する。

第１８条　企画委員会は、会長が必要と認めた時招集する。

第１９条　専門委員会は、各委員長が招集し、開催する。学級委員会は、各学級の事業の企画・推進及び学級相互の連絡を図る。文化委員会は、文化的な活動を通じ、コミュニケーションづくりと会員の資質向上のための企画・推進を行う。地域委員会は、本校の教育環境の整備及び児童の安全対策・健全育成に関する企画・推進を行う。

《経費》

第２０条　本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもって充てる。会費は、年額２、４００円とする。毎年、学級費引き落とし時に一括引き落としとする。
転出・転入の場合は　１か月２００円として計算する。

第２１条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

《その他》

第２２条　本会は、慶弔規定を別に定める。

第２３条　本会は、旅費規定を別に定める。

《附則》　本規約は、平成２３年４月１日から施行する。
《附則》　本規約は、平成２４年４月１日から施行する。
《附則》　本規約は、平成３１年４月１日から施行する。
《附則》　本規約は、令和　５年４月１日から施行する。
《附則》　本規約は、令和　７年４月１８日から施行する。